

「訪問型病児・病後児保育」の実施について

ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用したときに、利用料の一部を助成し経済的な負担軽減を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

[目的]

- ・病児・病後児保育とは、病気やけが等で、集団での保育が困難な児童を家庭で保育できない保護者に代わって一時的に保育する事業です。
- ・現在、施設型の病児保育が市内で 1 箇所のみとなっており、保護者の子育てと就労等の両立のためのセーフティネットとしての環境整備が必要であることから、訪問型の病児・病後児保育の助成制度を導入します。

[対象児童]

- ・西宮市内在住の生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの児童

[助成対象サービス]

- ・子供が病気やけがで、保育園や小学校に登園・登校させることが困難なときに利用した、ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスの保育利用料が助成対象となります。
- ・入会金、年会費、月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。
- ・ただし、これらの費用に保育利用料が含まれる場合、利用したサービスの保育利用料相当分は助成対象となります。
- ※ベビーシッター等の派遣前後 7 日以内に、医療機関で受診していることが必要です。

[助成内容]

- ・サービスの保育利用料の半額を助成します。
- ※ただし、児童 1 人あたり、年間 4 万円（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）が上限額となります。

[助成対象となるベビーシッター業者]

- ・公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者